

妊産婦医療費助成制度と妊婦健診等 長野県内の実施状況

長野県保険医協会では、今年5月、県内各市町村に対するアンケート調査を行い、妊産婦医療費助成制度及び妊産婦に対する健診事業の実施状況について調査した。

妊産婦医療費助成制度

6市町村で実施

県内で、妊産婦に対して保険診療の一部負担金を助成する「妊産婦医療費助成制度」を実施している自治体は、77市町村のうち6市町村だった。給付内容等は表1のとおり。

実施している6市町村では福祉医療費給付事業の中で、妊産婦を対象とした医療費助成を実施。いずれも所得制限はなく、母子手帳の交付申請と同時に妊産婦医療費助成の手続きを行うことで、受給者証が交付される。医療機関を受診した際の妊産婦の自己負担は、1医療機関あたり月500円(又は300円)だが、いずれの市町村も償還払い方式のため窓口では一旦3割の支払いが生じる。助成の対象となるのは保険診療(医療機関、調剤薬局、訪問看護ステーション)の自己負担分だが、軽井沢町は訪問看護ステーションは対象外となっていた。

妊産婦医療費助成制度を実施している自治体は、全国でも17道県218市町村(2019年8月2日時点保団連調べ)にとどまり、長野県内も含めこれから浸透していくかが注目される。

妊産婦健診の実施状況

今回の調査では、妊産婦に対する健康診査の実施状況も併せて調査した。

まず、妊婦に対する一般健康診査は、全市町村で助成を行っており、妊娠の届出をした妊婦に対し市町村から受診票が交付される。長野県では基本健診14回、追加検査5回、超音波検査4回が県下で共通の項目となっている。

表1. 妊産婦医療費助成制度の実施状況

市町村名	所得制限	対象期間		自己負担額	助成方法	開始時期
		開始	終了			
飯山市	なし	母子手帳の交付を受けた月の初日(又は転入日)から	出産した月の翌月の末日(又は転出日の前日)まで	500円	償還払い	2018年4月
佐久市	なし	母子手帳の交付を受けた月の初日から	出産した月の翌月の末日まで	500円	償還払い	2016年4月
南牧村	なし	母子手帳の交付を受けた月の初日から	産後60日まで	300円	償還払い	2017年4月
軽井沢町	なし	母子手帳の交付日から	産後60日まで	500円	償還払い	2018年4月
立科町	なし	母子手帳の交付日から	出産した月の翌月の末日まで	500円	償還払い	2016年4月
大桑村	なし	母子手帳の交付を受けた月の初日から	出産後1年に達する月の末日まで	500円	償還払い	2016年4月

- * 自己負担額については、いずれも1レセプト当りの自己負担額
- * いずれも入院時食事療養費に対する助成はない
- * 軽井沢町は訪問看護ステーションの利用料に対する助成は行っていない

飯島町、大桑村、木曾町、生坂村では、共通項目の他に15回目以降の基本健診費用や超音波検査費用など町村独自の費用助成も実施している。

産婦健康診査は、産後うつや自殺、新生児への虐待等の予防を図るため、産後間もない時期の産婦に対し、身体・精神状態等の診察を行うもので、全市町村で1回又は2回までの産婦健診の費用助成を実施していた。

妊婦歯科健診は3割程度の実施

妊婦健診、産婦健診とは異なり、歯科健康診査は、全県では実施されておらず、77市町村のうち27市町村(約35%)での実施にとどまった(表2参照)。実施している市町村では、無料又は500円程度の自己負担で妊婦歯科健診を受けることができる。健診を受けられる歯科医療機関は各市町村で定めており、自治体のホームページや母子保健の担当窓口等で確認が必要。なお、南箕輪村は、妊産婦に限らず村民全員に対して年1回の歯科健診を実施していて、母子手帳の申請があった場合には歯科健診を実施している旨を改めて伝えているとのこと。27市町村以外では、マタニティ教室等で歯科健診を行っている市町村もあった。

妊婦歯科健診については、既に来年度からの実施を決定している自治体もあるが、未実施の自治体がまだまだ多い。そのため、保険医協会では妊婦歯科健診をまだ行っていない市町村に対し、歯科健診の実施を求める陳情を行っている。

表2. 妊婦に対する歯科健診の実施状況

いずれも対象は妊婦で助成回数は1回

No	市町村名	自己負担額	No	市町村名	自己負担額
1	長野市	なし	15	下諏訪町	500円*1
2	松本市	500円	16	富士見町	なし
3	上田市	なし	17	箕輪町	なし
4	岡谷市	500円	18	飯島町	なし
5	小諸市	なし	19	南箕輪村*2	500円
6	大町市	なし	20	宮田村	なし
7	塩尻市	なし	21	根羽村	なし
8	千曲市	500円	22	木祖村	*3
9	佐久市	なし	23	生坂村	なし
10	東御市	500円	24	白馬村	なし
11	安曇野市	なし	25	小谷村	なし
12	小海町	なし	26	坂城町	なし
13	佐久穂町	なし	27	野沢温泉村	なし
14	軽井沢町	なし			

- *1 非課税世帯・生活保護世帯は自己負担なし
- *2 すべての村民に対して年1回の歯科健診費用を助成している。
- *3 村の助成額(3,500円)を超える分は自己負担。償還払い。

いち早く助成を開始した 佐久市の取り組み

2016年度から妊産婦の医療費助成を行っている佐久市では、2016～2018年度の各年度において、妊産婦一人当たりの助成額は2万円前後だった。

編集部では10月に佐久市国保医療課を訪ね、武者課長に助成制度導入のきっかけや給付内容などを取材した。

佐久市は、県内で最も早く妊産婦に対する医療費助成を始めた自治体の1つ。2016年度より「プレママ医療費給付事業」を開始、母子手帳交付月の初日から出産月の翌月末日までの医療費を給付している。これは産婦人科に限らず、内科、歯科、耳鼻科、眼科といったすべての診療科において保険診療を受けた場合の自己負担金を給付するもの。医療機関の窓口では一旦医療費の一部負担金(3割)を支払うが、後日、1レセプト当たり500円を除いて還付されるという仕組み。

佐久市が制度を導入したきっかけは、2015年度に実施した市民アンケートで子どもを生み育てる際に8割以上の方が経済的な不安があると回答したため。妊産婦と家族が安心して出産に向き合えるよう「頑張っ!ママ!!」のメッセージを込めてプレママ医療給付事業を始めた。導入に当たっては、既にあ

る子ども医療費などと同じ福祉医療費給付事業の枠組みを利用したため、特段困難なことはなく、アンケートの翌年(2016年度)からすぐに事業を開始できた。母子手帳の手続きをする際に同時に申請することで、全ての妊産婦に受給者証が行き渡るようにしている。

2016年度から2018年度の各年度で、医療費助成を利用した妊産婦の人数と医療費助成額(決算額)から算出した妊産婦一人当たりの助成額は、16年度17,806円、17年度21,157円、18年度19,869円だった。



佐久市国保医療課(左)を取材